

資金移動業にかかる規約 新旧対照表

| (旧)Kyash送金サービス利用規約 |  | (新)Kyash送金サービス利用規約 |  |
|--------------------|--|--------------------|--|
| 条文                 | 内容   | 内容                 |  |
| 第11条<br>タイトル       | 第11条 (取引が外貨建ての代金で決済される場合)  | →                  | 第11条 (海外拠点の店舗で決済される場合)   |
| 第11条               | 対象加盟店での代金決済のためKyashマネー、Kyash/ビューを使用するにあたり、該当する取引が外貨建てによる取引等(以下「外貨建取引」といいます。)であることにより、当初の決済金額と最終的に確定した金額に差異が生じる場合があります。なお、この場合には、当該外貨建取引を処理する決済ネットワーク運営事業者(Visaに限りません。所定の為替レート以下、当該レートを「所定レート」といいます。))に基づき円換算された上で「日本円」にて表示され、当該決済の段階にて、表示された日本円に相当するKyashマネー又はKyash/ビュー残高が減算されます。その後、最終的に決済金額が確定した段階において、最終確定金額に基づき決済処理がなされ、当該最終確定金額に対し、不足額がある場合には不足額に相当するKyashマネー又はKyash/ビューが減算され、超過する場合には、超過額をKyashマネー又はKyash/ビュー残高に加算します。このことにつきKyash会員は予め承諾するものとします。   | →                  | 対象加盟店での代金決済のためKyashマネー、Kyash/ビューを使用するにあたり、当社が定める海外拠点での取引等(以下「海外店舗での取引」といいます。))であることにより、【加筆修正】当初の決済金額と最終的に確定した金額に差異が生じる場合があります。なお、この場合には、当該海外店舗【修正】での取引を処理する決済ネットワーク運営事業者(Visaに限りません。))所定の為替レート(以下、当該レートを「所定レート」といいます。))に基づき円換算された上で「日本円」にて表示され、当該決済の段階にて、表示された日本円に相当するKyashマネー又はKyash/ビュー残高が減算されます。その後、最終的に決済金額が確定した段階において、最終確定金額に基づき決済処理がなされ、当該最終確定金額に対し、不足額がある場合には不足額に相当するKyashマネー又はKyash/ビューが減算され、超過する場合には、超過額をKyashマネー又はKyash/ビュー残高に加算します。このことにつきKyash会員は予め承諾するものとします。   |
| 1                  | 外貨建取引については、当該取引の事務処理のため、別途当社が定める「海外サービス手数料」がかかります。当該手数料については当社Webサイト上に掲載します。   | →                  | 海外店舗【修正】での取引については、当該取引の事務処理のため、別途当社が定める「海外サービス手数料」がかかります。当該手数料については 利用に関する注意事項【修正】上に掲載します。   |
| 3                  | 外貨建取引がキャンセル、取り消し等がなされ、返金が発生する場合、当社は、対象加盟店から当社に送信されるデータに従い返金処理を行います。従って、Visaその他決済ネットワーク運営事業者等所定の為替レートにより、日本円に換算した場合に当初の支払額と比べ返金額が増減する場合があります。及び、当初の代金決済時にかかった海外サービス手数料が返金されないことを、Kyash会員は予め承諾するものとします。  | →                  | 海外店舗【修正】での取引がキャンセル、取り消し等がなされ、返金が発生する場合、当社は、対象加盟店から当社に送信されるデータに従い返金処理を行います。従って、Visaその他決済ネットワーク運営事業者等所定の為替レートにより、日本円に換算した場合に当初の支払額と比べ返金額が増減する場合があります。及び、当初の代金決済時にかかった海外サービス手数料が返金されないことを、Kyash会員は予め承諾するものとします。   |
| 第34条               | Kyash会員は、以下に記載する事象により損害を被った場合、当社に対して補償を求める(以下「補償請求」といいます。))ことができます。<br>(1) Kyashマネーアカウントに関する情報が第三者に不正に取得(盗取、詐取等)され、Kyash会員が意図せず、第三者によりKyashマネー残高、Kyash/ビュー残高が不正利用された場合<br>(2) 本カード及び登録口座に関する情報(Kyashマネーアカウントに登録されているこれらの情報含む)が第三者に不正に取得(盗取、詐取等)され、Kyash会員が意図せず、第三者によりKyashマネー残高、Kyash/ビュー残高が不正利用された場合<br>(3) 前二号に記載する情報が第三者に不正に取得(盗取、詐取等)され、Kyash会員が意図せず、第三者により本カード又は登録口座が不正利用された場合  | →                  | Kyash会員は、以下に記載する事象により損害を被った場合、当社に対して当社が定める方法で補償を求める(以下「補償請求」といいます。))ことができます。<br>(1) KyashマネーアカウントおよびKyashマネーアカウントに登録されている本カードおよび登録口座に関する情報が、盗取または詐取され、または端末の紛失や盗難により、Kyash会員が意図せず、第三者によりKyashマネー残高、Kyash/ビュー残高が不正利用された場合<br>(2) <u>全員のクレジットカードや金融機関口座が、第三者によりKyashアカウントに登録され、不正に利用された場合。【加筆修正】</u><br>(3)【削除】  |
| 2                  | Kyash会員は、当社所定の方式に従い補償請求を行うものとし、補償請求を行うにあたっては、不正利用による損害を知ってから直ちに、当該不正利用及び損害を警察署に申告し、かつ当社に対し、当社所定の方式に従い、損害の発生ならびにKyash会員が当社以外の第三者から受けられる補償の有無及び内容(既に補償を受けた場合には、その事実を含みます。))を正確に通知しなければならないものとします。また、Kyash会員は、前記に加えて、以下の事項に対応しなければならないものとします。<br>(1) 損害の発生及びその拡大の防止に努力すること<br>(2) 当社が求める場合、不正利用者発見への協力、必要とする書類、証拠等の速やかな収集・提出、当社の損害調査への協力を行うこと   | →                  | 【削除】   |
| 3                  | 本条における「損害」は、第1項各号に定める事象によって、本サービス等において、Kyash会員の意図に反した不正な入金、決済、送金(Kyash/ビューの移転含む)等が行われた時点をもって、損害発生とします。   | →                  | 本条における「不正利用による【加筆修正】損害」は、第1項各号に定める事象によって、Kyash会員の意図に反した不正な入金、決済、送金(Kyash/ビューの移転含む)および出金【加筆修正】が行われた時点をもって、損害発生とします。   |
| 4                  | 当社は、Kyash会員から補償請求受付後、請求内容及び当社による確認・調査の結果、その他事情を審査し、以下のいずれにも該当しないと判断した場合は、当該Kyash会員に補償を行います。<br>(1) 不正利用による損害の発生から10日を経過している補償請求<br>(2) Kyash会員の故意もしくは重大な過失、又は法令違反に起因する不正利用<br>(3) Kyash会員が行った不正利用(第三者に強要されて行った不正利用含む)<br>(4) Kyash会員の家族、近親者、同居人、Kyash会員の依頼(家族、近親者等による依頼含む)を受けて介護、世話をする者、Kyash会員の承諾を得て本サービス等を利用する者が行った不正利用<br>(5) Kyash会員が本規約、その他当社の定めと違反している場合<br>(6) 第2項の申告、請求の内容について、全部もしくは一部が虚偽、又はその疑いがある場合<br>(7) Kyash会員が不正利用に関係している(不正利用により不当な利益を得ている、不正利用に協力しているなど)、又はその疑いがある場合<br>(8) 前回の補償請求から1年以内の補償請求である場合<br>(9) 第2項に規定する努力、協力等を行わない場合<br>(10) 戦争、災害、疫病、地震等、社会的混乱の際に生じた不正利用<br>(11) その他当社が不適当と判断する場合 | →                  | 前2項にかかわらず、不正利用の補償の対象は、Kyash会員が不正利用を知ってから30日以内に、当社および警察署に申告したものに限りません。ただし、申告日から90日以上前に発生した不正による損害は対象となりません。【新規】<br>以下の場合、不正利用の補償の対象となりません。<br>(1)Kyash会員の故意もしくは重大な過失、又は法令違反に起因する不正利用<br>(2)Kyash会員が行った不正利用(第三者に強要されて行った不正利用含む)<br>(3)Kyash会員の家族、近親者、同居人、Kyash会員の依頼(家族、近親者等による依頼含む)を受けて介護、世話をする者、Kyash会員の承諾を得て本サービス等を利用する者が行った不正利用<br>(4)Kyash会員が譲渡、貸与または担保に差し入れたモバイル端末による場合【新規】<br>(5)Kyash会員が本規約、その他当社の定めと違反している場合<br>(6)Kyash会員からの不正利用の申告が、虚偽である場合、又はその疑いがある場合<br>(7)Kyash会員が不正利用に加担している場合、又はその疑いがある場合<br>(8)Kyash会員が過去1年以内の別の補償申請に基づいて、補償を受けていた場合【加筆修正】<br>(9)Kyash会員が不正利用の調査について協力をしない場合<br>(10)Kyash会員が不正利用による損害の拡大を防ぐための行為をしなない場合【新規】<br>(11)不正利用の結果として実際にKyash会員に生じた、金銭的損害以外の損害額<br>(12)戦争、災害、疫病、地震等、社会的混乱の際に生じた不正利用<br>(13)その他当社が不適当と合理的に判断する場合 |
| 5                  | 当社は、前項の審査の結果、補償を提供すると判断した場合、補償の内容は以下のとおりとなります。<br>(1) 当社は、Kyash会員が第三者に不正利用された金額(不正利用の際に生じた本サービス等に関する手数料を含みます。))から、当社以外の第三者から回収できた金額を差し引いた金額を保証します。<br>(2) 不正利用による損害について、Kyash会員が当社以外の第三者から補償を受けられる場合は、損害の額が当該第三者からの補償額を超過する場合には、当該超過額を補償します。<br>(3) 当社は、不正利用により損害を被ったKyash会員の残高に、補償額に相当するKyashマネー又はKyash/ビューを加算する方法により、本条の補償を行います。なお、補償に際して生じた手数料は当社の負担とします。   | →                  | 当社の補償の内容は以下のとおりとなります。<br>(1) 当社は、Kyash会員が第三者に不正利用された金額から、当社以外の第三者から回収できた金額または補償を受けられた金額を差し引いた金額を補償します。<br>(2) 当社は、補償する額に相当するKyashマネー又はKyash/ビューを、Kyash会員のアカウントに加算する方法により、本条の補償を行います。なお、補償に際して生じる手数料は当社の負担とします。   |

前払式支払手段(第三者型)にかかる規約 新旧対照表

| (旧)Kyash/ビューアカウント利用規約 |   | (新)Kyash/ビューアカウント利用規約 |  |
|-----------------------|---|-----------------------|--|
| 条文                    | 内容  | 内容                    |  |
| 第9条<br>タイトル           | 第9条 (取引が外貨建ての代金で決済される場合)  | →                     | 第9条 (取引が海外拠点の店舗で決済される場合)   |
| 第9条                   | 対象加盟店での代金決済のためKyash/ビューを使用するにあたり、該当する取引が外貨建てによる取引等(以下「外貨建取引」といいます。))であることにより、当初の決済金額と最終的に確定した金額に差異が生じる場合があります。なお、この場合には、当該外貨建取引を処理する決済ネットワーク運営事業者(Visaに限りません。))所定の為替レート(以下、当該レートを「所定レート」といいます。))に基づき円換算された上で「日本円」にて表示され、当該決済の段階にて、表示された日本円に相当するKyash/ビュー残高が減算されます。その後、最終的に決済金額が確定した段階において、最終確定金額に基づき決済処理がなされ、当該最終確定金額に対し、不足額がある場合には不足額に相当するKyash/ビューが減算され、超過する場合には、超過額をKyash/ビュー残高に加算します。このことにつきKyash/ビュー会員は予め承諾するものとします。 | →                     | 対象加盟店での代金決済のためKyash/ビューを使用するにあたり、該当する取引が当社が定める海外拠点での取引等(以下「海外店舗での取引」といいます。))であることにより、【加筆修正】当初の決済金額と最終的に確定した金額に差異が生じる場合があります。なお、この場合には、当該海外店舗【修正】での取引を処理する決済ネットワーク運営事業者(Visaに限りません。))所定の為替レート(以下、当該レートを「所定レート」といいます。))に基づき円換算された上で「日本円」にて表示され、当該決済の段階にて、表示された日本円に相当するKyash/ビュー残高が減算されます。その後、最終的に決済金額が確定した段階において、最終確定金額に基づき決済処理がなされ、当該最終確定金額に対し、不足額がある場合には不足額に相当するKyash/ビューが減算され、超過する場合には、超過額をKyash/ビュー残高に加算します。このことにつきKyash/ビュー会員は予め承諾するものとします。 |
| 2                     | 外貨建取引については、当該取引の事務処理のため、別途当社が定める「海外サービス手数料」がかかります。当該手数料については当社Webサイト上に掲載します。  | →                     | 海外店舗【修正】での取引については、当該取引の事務処理のため、別途当社が定める「海外サービス手数料」がかかります。当該手数料については 利用に関する注意事項【修正】上に掲載します。   |

|  |   |
|--|---|
| <p>3 外貨建取引がキャンセル、取り消し等がなされ、返金が発生する場合、当社は、対象加盟店から当社に送信されるデータに従い返金処理を行います。従って、Visaその他決済ネットワーク運営事業者等所定の為替レートにより、日本円に換算した場合に当初の支払額と比べ返金額が増減する場合があること、及び、当初の代金決済時にかかった海外サービス手数料が返金されないことを、Kyashバリュー会員は予め承諾するものとします。</p> | <p>→ 海外店舗【修正】での取引がキャンセル、取り消し等がなされ、返金が発生する場合、当社は、対象加盟店から当社に送信されるデータに従い返金処理を行います。従って、Visaその他決済ネットワーク運営事業者等所定の為替レートにより、日本円に換算した場合に当初の支払額と比べ返金額が増減する場合があること、及び、当初の代金決済時にかかった海外サービス手数料が返金されないことを、Kyashバリュー会員は予め承諾するものとします。</p> |
|--|---|